

2017.12.15

熱海市監視観第26号

文書番号	熱観観第号	目次番号		
決裁区分			区分	
收受	平成 年 月 日	保存年限	1 5 10 永	至
起案	平成 29 年 12 月 14 日	類目	・	急 <input type="checkbox"/>
決裁	平成 29 年 12 月 14 日	・		秘 <input type="checkbox"/>
施行	平成 29 年 12 月 15 日	付記	・	重 <input type="checkbox"/>
完結	平成 年 月 日	・		要 <input type="checkbox"/>
主管	主 管	觀光建設部	先方の文書	
		觀光経済課	・	付
			第 号	起案者
主管	指示・意見			
合議				
あて先			発信 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 会計管理 <input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 者名 <input type="checkbox"/> ( )	
標題	民有林立木無届伐採に対する指導書の送付について			
〔 照会 回答 通知 依頼 報告 復命 実施 申請 制定 指令 決定 ( ) 〕				
標題について、指導書を送付してよいでしょうか。また、経緯は以下のとおりです。				
平成28年6月23日に5条森林箇所の災害復旧パトロールを実施していたところ、				
熱海市伊豆山地内の森林において無届による伐採が行われていた。				
6月27日にまちづくり課 [REDACTED]とともに業者を呼び事情聴取を実施し、森林法に規定される				

届出等を提出するよう指導を実施した。錯誤による伐採ではあるが、指導書を発送し、

今後このようなことが無いよう、顛末書の提出を受けたが、再度別の業者が無届で伐採を行なっていたため、指導書を発送してもよいか伺います。

# 議

## 指 導 書

熱海市指令観觀第 26 号  
平成 29 年 1 月 15 日

[REDACTED] 殿

熱海市長 齋藤 栄

貴殿は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって、「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 8 第 1 項の規定に違反していますので厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

担当：熱海市観光経済課

[REDACTED]  
電話：

FAX：

## 顛末書

平成 30 年 1 月 19 日

熱海市長 齊藤 栄様

住 所

氏 名

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法第 10 条の 8 に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行います。

### 記

#### 1. 無届伐採を行った森林の所在地及び森林所有者

森林の所在地	市町村	大字	字	地番
	熱海市	伊豆山	宝司ヶ嶽	
森林所有者の住所・氏名	住所 氏名	[REDACTED]		

#### 2. 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	平成 29 年 // 月 // 日 - 平成 29 年 // 月 // 日
伐採面積 (m <sup>2</sup> )	伐採済面積 (1473.99) m <sup>2</sup> 、伐採計画面積 ( ) m <sup>2</sup>
伐採樹種および林齢	樹種名 (ソノタノコウヨウジュ)、林齢 ( 52~54 )
本来伐採届を提出すべき期限	平成 29 年 10 月 1 日 まで

#### 3. 無届伐採を行った経緯及び理由

調査不足のため森林法の第 5 条に該当することを知らず  
作業を行ってしまいました。

#### 4. 再発防止に向けた対応

今後は、事前調査をしっかりと行い森林伐採にあたり関係法令を遵守し  
手落ちのないよう手続きを行ってまいります。